

d カード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第 1 部 一般条項 第 1 章～第 2 章（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 1 節 d カードサービスに関する管理 第 1 5 条（d カードの貸与と取扱い） 1・2（略） 3 第 2 項の d カードの交付（家族会員の場合は本会員からの交付）を受けた会員は、<u>当該 d カードに署名欄がある場合</u>、直ちに署名欄に自署してください。d カード発行後も、当社及び加盟店は必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、会員は、これに応じてください。 4～7（略） 第 1 6 条～第 2 7 条（略） 〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉 第 2 8 条～第 2 9 条（略） 第 3 0 条（海外における d カード利用代金の決済レート等） 1 日本国外におけるカードサービスの利用に係る d カード利用代金は、その外貨額を Mastercard 又は Visa Worldwide（以下総称して「国際提携組織」といいます）の決済センターにおいて集中決済された時点での国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として当社所定の費用を加えたレートで円貨に換算しま	本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第 1 部 一般条項 第 1 章～第 2 章（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 1 節 d カードサービスに関する管理 第 1 5 条（d カードの貸与と取扱い） 1・2（略） 3 第 2 項の d カードの交付（家族会員の場合は本会員からの交付）を受けた会員は、直ちに<u>当該 d カードの署名欄</u>に自署してください。d カード発行後も、当社及び加盟店は必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、会員は、これに応じてください。 4～7（略） 第 1 6 条～第 2 7 条（略） 〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉 第 2 8 条～第 2 9 条（略） 第 3 0 条（海外における d カード利用代金の決済レート等） 1 日本国外におけるカードサービスの利用に係る d カード利用代金は、その外貨額を Mastercard 又は Visa Worldwide（以下総称して「国際提携組織」といいます）の決済センターにおいて集中決済された時点での国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として当社所定の費用を加えたレートで円貨に換算しま

す。当社所定の費用の詳細は、サービスサイトに掲載する等により、別途お客様に周知いたします。但し、第 7 9 条に定めるキャッシング 1 回払い（海外）については、海外取引関係事務処理経費を加えません。 2 本会員が日本国外でカードサービスを用いたショッピングサービスを利用した場合において、ショッピングサービスの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第 1 項（但し、当社が当該時点を特定できない場合等）<u>においてのレートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます</u>）に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。 3 （略） 第 3 1 条～第 3 3 条（略） 第 5 章～第 6 章（略） 第 2 部 ショッピングサービス 〈第 1 章 ショッピングサービスの利用〉 第 1 節 ケータイ iD 及び d カード iD 機能を使用したショッピングサービスの利用（略） 第 2 節 d カードを使用したショッピングサービスの利用（d カード iD 機能を使用する場合を除く） 第 5 3 条（略） 第 5 4 条（加盟店の店頭での利用手続き） 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、d カードをご利用の場合（但し、非接触型 IC チップを利用する場合を除く）は加盟店に d カードを提示して取引内容をご確認の上端末機等に暗証番号を入力することにより、d カードの非接触型 IC チップを利用してご利用の場合は加盟店において d カードを読取機にかざし暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段	す。当社所定の費用の詳細は、サービスサイトに掲載する等により、別途お客様に周知いたします。但し、第 7 9 条に定めるキャッシング 1 回払い（海外）については、海外取引関係事務処理経費を加えません。 2 本会員が日本国外でカードサービスを用いたショッピングサービスを利用した場合において、ショッピングサービスの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第 1 項（レートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます）に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。 3 （略） 第 3 1 条～第 3 3 条（略） 第 5 章～第 6 章（略） 第 2 部 ショッピングサービス 〈第 1 章 ショッピングサービスの利用〉 第 1 節 ケータイ iD 及び d カード iD 機能を使用したショッピングサービスの利用（略） 第 2 節 d カードを使用したショッピングサービスの利用（d カード iD 機能を使用する場合を除く） 第 5 3 条（略） 第 5 4 条（加盟店の店頭での利用手続き） 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、d カードをご利用の場合（但し、非接触型 IC チップを利用する場合を除く）は加盟店に d カードを提示して取引内容をご確認の上端末機等に暗証番号を入力することにより、d カードの非接触型 IC チップを利用してご利用の場合は加盟店において d カードを読取機にかざし暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段
--	---

として、d カードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。 2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、端末機等に暗証番号の入力に代えて若しくは暗証番号の入力とともに売上票への署名を行う方法、又は売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略する方法等、当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって、d カードの使用による取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを使用していただくことがあります。 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、d カードの使用によるショッピングサービスの利用ができないことがあります。 (1) 会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき (2) 売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のものと認められないとき <u>(d カードに署名欄がない場合を除きます。)</u> (3) 第 5 7 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき 第 5 5 条 (略) 第 5 6 条 (オンライン取引の際の利用手続き) 1 コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うこと (以下「オンライン取引」といいます) を当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードの使用によるカードサービスを利用することができます。 2 当社は、オンライン取引の際に前項に基づく方法に加え、当社指定の方法により払い出しされたパスワードによる会員本人であることの認証を行う本人認証サービス (以下「本人認証サービス」といいます) を提供します。会員は、本人認証サービス導入加盟店においてオンライン取引を行う際、前項に基づく方法に加え、ワンタイムパスワードを入力する必要がある場合が<u>あります</u>。ワンタイムパスワードは、本人認証サービスの利用の都度、	として、d カードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。 2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、端末機等に暗証番号の入力に代えて若しくは暗証番号の入力とともに売上票への署名を行う方法、又は売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略する方法等、当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって、d カードの使用による取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを使用していただくことがあります。 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、d カードの使用によるショッピングサービスの利用ができないことがあります。 (1) 会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき (2) 売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のものと認められないとき (3) 第 5 7 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき 第 5 5 条 (略) 第 5 6 条 (オンライン取引の際の利用手続き) 1 コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うこと (以下「オンライン取引」といいます) を当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードの使用によるカードサービスを利用することができます。 2 当社は、オンライン取引の際に前項に基づく方法に加え、当社指定の方法により払い出しされたパスワードによる会員本人であることの認証を行う本人認証サービス (以下「本人認証サービス」といいます) を提供します。会員は、本人認証サービス導入加盟店においてオンライン取引を行う際、前項に基づく方法に加え、ワンタイムパスワードを入力する必要がある場合が<u>ございます</u>。ワンタイムパスワードは、本人認証サービスの利用の都
---	--

当社が必要と判断した場合に、当社指定の通知先（会員のご利用携帯電話番号、又は会員が d カード契約申込時に当社へ届け出た携帯電話番号等）へ通知します（なお、ワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります。）。会員は、ワンタイムパスワードの通知を受信可能な状態にしておく必要があります。 <u>3 前項の定めにかかわらず、会員の届出内容等によっては、ワンタイムパスワードの通知先が設定されておらず、ワンタイムパスワードの通知が届かない場合があります。ワンタイムパスワードの通知先が設定されていない場合、会員は会員専用サービスサイトにおいて、当社所定の方法で設定を行ってください。</u> <u>4 ワンタイムパスワードの通知先の変更を希望する会員は、会員専用サービスサイトより手続きを行ってください。</u> <u>5 加盟店の一部では、Visa Worldwide が提供する Visa トークンサービス（以下「Visa トークンサービス」といいます）を利用した認証が必要となる場合があります。この場合、会員は、Visa トークンサービスを利用した認証を導入している加盟店においてオンライン取引を行う際には、第一項に基づく方法に加え、Visa トークンサービスにより払い出しされたワンタイムパスワード（以下「Visa トークンサービスワンタイムパスワード」といいます）を入力する方法、または Visa トークンサービス指定の連絡先へ連絡する方法により認証を行ってください。Visa トークンサービスワンタイムパスワードは、認証の都度、必要と判断した場合に、当社指定の通知先（会員のご利用携帯電話番号等）へ通知します。なお、Visa トークンサービスワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります。会員は、Visa トークンサービスワンタイムパスワードの通知を受信可能な状態にしておく必要があります。</u> <u>6 会員は、ワンタイムパスワード及び Visa トークンサービスワンタイムパスワードを当該会員以外の第三者（会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合におけるご利用携帯電話番号の契約名義人を含みます。）に使用させてはなりません。</u> 第 5 7 条～第 6 2 条（略） 第 2 章・第 3 章（略）	度、当社が必要と判断した場合に、当社指定の通知先（会員のご利用携帯電話番号、又は会員が d カード契約申込時に当社へ届け出た携帯電話番号等）へ通知します（なお、ワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります。）。会員は、ワンタイムパスワードの通知を受信可能な状態にしておく必要があります。 <u>（新設）</u> <u>3 ワンタイムパスワードの通知先の変更を希望する会員は、会員専用サービスサイトより手続きを行ってください。</u> <u>（新設）</u> <u>4 会員は、ワンタイムパスワードを当該会員以外の第三者（会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合におけるご利用携帯電話番号の契約名義人を含みます。）に使用させてはなりません。</u> 第 5 7 条～第 6 2 条（略） 第 2 章・第 3 章（略）
--	---

第3部 キャッシングサービス（略）

附則（2024年7月18日）

1. 本規約は、2024年8月1日から適用されるものとします。

【別紙】

【キャッシングサービス】

1. キャッシングサービスのご利用方法

	本会員			家族会員		
	キャッシング 1 回払い		キャッシングリボ	キャッシング 1 回払い		キャッシングリボ
	国内キャッシング	海外キャッシング		国内キャッシング	海外キャッシング	
当社が指定する ATM 機等で、暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗において d カードを提示し、所定の伝票に署名し、	—	○	—	—	○	—

第3部 キャッシングサービス（略）

【別紙】

【キャッシングサービス】

1. キャッシングサービスのご利用方法

	本会員			家族会員		
	キャッシング 1 回払い		キャッシングリボ	キャッシング 1 回払い		キャッシングリボ
	国内キャッシング	海外キャッシング		国内キャッシング	海外キャッシング	
当社が指定する ATM 機等で、暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗において d カードを提示し、所定の伝票に署名し、	—	○	—	—	○	—

直接現金を受領する方法							直接現金を受領する方法						
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	○	—	—	—	電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	○	—	—	—
あとからキャッシングリボの申込みを行い、キャッシング 1 回払い（国内キャッシング・海外キャッシング）の借入金をキャッシングリボへ変更する方法	—	—	○	—	—	○	あとから申込みを行い、キャッシング 1 回払い（国内キャッシング・海外キャッシング）の借入金をキャッシングリボへ変更する方法	—	—	○	—	—	○
(略) 2.キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等（略） 【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】（略）							(略) 2.キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等（略） 【ショッピングサービス】（略） 【キャッシングサービス及びショッピングサービス】（略）						